

◆Q&A (令和6年7月24日現在)

※必要に応じ、随時更新していきます。

	お問い合わせ内容	回答
(1)	介護ロボットの補助額には、消費税及び地方消費税は含めてよいか？	本補助金では、導入経費の消費税及び地方消費税額を含めた金額が対象となります。
(2)	どのような機器を導入・活用すればよいか分からない。	<p>機器の選定や活用に当たっては、「ながさき介護現場サポートセンター」に相談できますので、ぜひご利用ください。</p> <div data-bbox="783 663 1366 734" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ながさき介護現場サポートセンター 検索 </div>
(3)	どのように機器の導入を進めればよいか分からない。	<p>長崎県で、実際の導入事例を基に作成した「介護ロボット・ICT導入プロセス・効果検証マニュアル」を作成し、ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p> <div data-bbox="783 943 1366 1014" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 長崎県 介護ロボット 導入 検討 検索 </div> <p>また、機器の導入の進め方についても、(2)に掲載の「ながさき介護現場サポートセンター」に相談できますので、ぜひご利用ください。</p>
(4)	この機器(特定の介護ロボット・ICT)は、補助の対象となるか？	<p>特定の機器が補助の対象に含まれるかどうかという回答は行っておりません。</p> <p>事業計画の審査では、機種だけでなく、機器の活用方法を踏まえて審査をしております。</p> <p>(審査内容については、9. 審査についてをご参照ください。)</p>
(5)	<p>(A～Cの導入と一体的に行う)業務改善支援の②の研修はどのようなことを実施すればいいか。</p> <p>また、「ながさき介護現場サポートセンター」が実施する研修の受講をこれに充てることは可能か。</p>	<p>以下のような、介護現場で介護テクノロジーを効果的に活用できる人材研修内容を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆導入機器の効果的な活用方法 ◆ICTの基礎知識、各種記録の活用方法 ◆ICT活用のためのスマホ・タブレット・インカム等の使い方 ◆ICTを活用して得られたデータの業務へのフィードバック方法 ◆業務最適化のためのICTの運用方法 など

		国や「ながさき介護現場サポートセンター」等外部が実施する介護テクノロジーに関する研修を受講し、これに充てることも可能です。
(6)	これから介護事業所を開設しようとしているが、開設予定の事業所であっても補助金の申請は可能か？	補助対象の事業所は、介護保険法に基づく指定又は許可を受けている介護事業所となっています。 (2. 補助対象者 (1) をご参照ください。)
(7)	申請前に事業計画の記載内容を確認してもらえないか？	事業計画は、提出後に審査するため、事前確認は行っておりません。 また、事業計画の差替えは、原則できませんので、各事業所でしっかりとご検討ください。 なお、提出いただいた事業計画書のみで審査するため、記載誤り等がないか、意図等を伝えているかなどを、提出前にご確認ください。
(8)	法人内の複数の事業所で介護テクノロジーの導入を検討しているが、事業計画を提出する場合、1つの事業計画で複数事業所分の申請を行うことは可能か？	介護テクノロジー普及促進補助金の事業計画は、事業所ごとに作成していただく必要があります。ただ、提出の際には、法人内で各事業計画をとりまとめてからご提出ください。
(9)	複数の事業計画を提出する場合、添付する見積書は、全事業所の機器を1つの見積書にまとめてよいか？	事業計画ごとに見積書の添付が必要なため、見積書は事業所ごとに作成してもらってください。
(10)	導入業者から聴取した見積書に補助対象外の経費が計上されているが、そのまま提出してよいか？	原則として、補助対象経費のみを見積書に記載するよう、導入業者と調整してください。
(11)	事業計画書に記載するサービス種別は略称でよいか？	介護保険法により介護サービス事業者又は介護保険施設として指定又は許可を受けた書類どおりにご記入ください。 例) ○ 認知症対応型共同生活介護 × グループホーム
(12)	ICTを導入する事業計画書に記載する常勤換算の職員数には、清掃や調理の職員まで含めて算出するのか？	常勤換算の職員数には、業務においてICTを活用予定の職員について算出してください。
(13)	様式3の担当者は、複数名記載してよいか？	当課からの問合せ対応等は、ご担当者お一人にご対応いただきたいので、1名のみご記入くだ

		さい。
(14)	既に導入している機器は、本補助金の対象となるか？	単なる機器更新は補助対象外となります。ただ、既存機器より機能等が向上する機器の導入により、業務効率化等に大きな効果が生じる場合には、新規導入とみなします。その場合、様式3の導入予定のテクノロジーの導入区分は「新規導入」としてください。
(15)	内示を受けた後の交付申請時に、見積書の内容に変更がない場合には、見積書の提出を省略してよいか？	省略することはできません。 なお、見積書だけでなく、機器のカタログ等の添付書類も省略せずにご提出ください。
(16)	事業完了後30日以内に実績報告とあるが、事業完了日は、機器の導入日と捉えてよいか？	事業完了日は、機器の導入が完了し、導入業者への支払を完了した日（領収日）となります。
(17)	免税事業者であるが、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する必要があるのか？	課税・免税事業者を問わず、全事業者が報告する必要があります。
(18)	『(3) 事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金』において、老人福祉サービス等の介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が含まれる場合も対象として差し支えないか。	対象外です。ただし、障害福祉サービスや児童福祉サービスを提供する事業所は介護事業所を運営する法人が代表者として申請する場合に対象として認められます。